

事 務 連 絡
令和元年6月26日

各地方運輸局自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課地域交通室長

子供の預かりや家事・身辺援助のサービスに附随する送迎の取扱いについて

道路運送法の許可又は登録を要しない運送の態様については、「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」（平成30年3月30日付け国自旅第338号。以下「通達」という。）において、その取扱いを示しているところですが、今般、ベビーシッターによる送迎に関する問い合わせがあったので、下記事項について、改めて運輸支局等へ周知されたい。

記

子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスに附随する送迎については、通達1.(4)【具体例③】において、「子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであって、運送に対する固有の対価の負担を求めないものである場合は、当該送迎サービスの提供は有償の運送とは解さない」とされているとおり、許可又は登録を要しない。

なお、個々の事案の取扱いについて、判断に疑義が生じた場合には、本省へ相談されたい。